

資料 3

令和 7 年度第 7 回行財政改革推進本部提案 審議・報告・その他
提出日：令和 8 年 1 月 27 日
担当部・課：総務部行政経営課〔内線 4174〕

① 件 名												
令和 7 年度業務改善報告の実施結果について												
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）												
<p>【背景】 本市では、平成 18 年度から「職員提案制度」として、既存業務の見直しや改善を提案する「提案型」（以下「改善提案」という。）の取組を実施してきたが、平成 21 年度を最後に提案がない状況が続いていた。</p> <p>このため、募集内容を職員が取り組んだ業務改善の事例を報告する「報告型」（以下「改善報告」という。）に改め、令和 7 年度から新制度による募集を実施した。</p>												
<p>【目的】 職員の業務に対する創意工夫を奨励し、意識改革及び組織の活性化の推進を図り、もって行政運営の効率化及び能率化の向上に寄与する。</p>												
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性												
<p>【根拠法令】 石巻市職員の業務改善報告に関する要綱 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 〔行財政改革推進プラン 2025〕 基本目標 1 市民参画・協働の推進と行政サービスの充実 10 職員提案制度活用の推進</p>												
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）												
<table><tbody><tr><td>平成 18 年 9 月</td><td>職員提案制度の導入</td></tr><tr><td>令和 7 年 1 月</td><td>石巻市職員提案制度実施要綱の全部改正</td></tr><tr><td>8 月</td><td>業務改善強化月間の実施</td></tr><tr><td>10 月</td><td>改善報告・改善提案の募集</td></tr><tr><td>11 月～12 月</td><td>職員投票による第 1 次審査</td></tr><tr><td>令和 8 年 1 月</td><td>業務改善報告審査委員会による第 2 次審査 授賞対象の決定</td></tr></tbody></table>	平成 18 年 9 月	職員提案制度の導入	令和 7 年 1 月	石巻市職員提案制度実施要綱の全部改正	8 月	業務改善強化月間の実施	10 月	改善報告・改善提案の募集	11 月～12 月	職員投票による第 1 次審査	令和 8 年 1 月	業務改善報告審査委員会による第 2 次審査 授賞対象の決定
平成 18 年 9 月	職員提案制度の導入											
令和 7 年 1 月	石巻市職員提案制度実施要綱の全部改正											
8 月	業務改善強化月間の実施											
10 月	改善報告・改善提案の募集											
11 月～12 月	職員投票による第 1 次審査											
令和 8 年 1 月	業務改善報告審査委員会による第 2 次審査 授賞対象の決定											
⑤ 主な内容												
<p>令和 7 年度業務改善報告の実施結果については、以下のとおりである。</p> <p>なお、改善報告の募集を開始した後、改善提案による応募を望む声も多数寄せられたことから、職員の改善意識醸成などの観点から、改善提案についても追加で募集することとした。</p> <p>1 応募件数 (1) 改善報告 7 件（6 人） (2) 改善提案 15 件（10 人） 合計 22 件（15 人）</p> <p>2 審査方法 (1) 第 1 次審査 応募内容について、全職員を対象に、職員それぞれが感じる「いいね！」を募集した。 (2) 第 2 次審査 改善報告については、業務改善報告審査委員会において、第 1 次審査結果及び「石巻市職員の業務改善報告に関する要綱」別表に定める審査基準に基づく各委員の採点結果等を踏まえ、授賞候補を選定した。</p>												

また、改善提案については、旧制度の要綱に定めていた審査基準を参考に審査したが、授賞基準を満たす提案はなかった。

なお、各提案については、実現の可否等について関係課に対応を検討していただくこととする。

3 結果

第1次審査及び第2次審査を踏まえ、次のとおり決定した。

- 改善報告 奨励賞 2件 (2人)

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

職員の業務改善意識の醸成や組織の活性化が促進され、行政運営全体の効率化・能率化の向上が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年 1月 受賞者への表彰

改善提案への検討を関係課に依頼

2月 関係課からの検討結果の報告

提案者へ検討結果を通知

職員一般へ公表

⑨ その他

改善提案については、要綱に基づく制度ではなく、職員からの要望を受け、任意の取組として急遽実施したものであるため、制度設計や審査方法等について十分な整理ができないまま運用することとなつた。

このことから、今回の反省点や審査委員からの意見を踏まえ、改善報告、改善提案の双方について要綱として整理し制度化を行い、基準や運用方法を明確にした上で、より実効性のある制度として次年度以降の実施につなげていく予定としている。